

財政援助団体等監査報告書

第 1 準拠基準

青森市監査基準

第 2 監査の種類

財政援助団体等の監査（地方自治法第 1 9 9 条第 7 項）

第 3 監査の対象、日程及び実施場所

次表に掲げる日程において、出捐金及び出資金に係る出納及び出納に関連する事務を対象として監査を実施した。

日 程	種 目	対象団体名 (所管課)	出資現在高	出資 割合	実 施 場 所
令和 6 年 9 月 13 日から 令和 6 年 10 月 23 日まで	出捐金	公益財団法人 青森学術文化 振興財団 (企画部企画 調整課)	1, 000, 000, 000 円	49. 8%	・ 青森市役所 本庁舎 ・ 監査委員室
令和 6 年 9 月 17 日から 令和 6 年 10 月 23 日まで	株式	株式会社 アップルヒル (浪岡振興部 地域づくり振 興課)	30, 000, 000 円	75%	・ アップルヒル ・ 監査委員室

第4 監査の着眼点

- 1 定款及び経理規程等諸規程は整備されているか
また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか
- 2 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか
- 3 事業成績及び財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか
- 4 経営成績及び財政状態は良好か
- 5 経理・庶務事務は適正に行われているか
- 6 会計経理及び財産管理は適切か
また、活用されていない財産等はないか
- 7 現金や預金通帳、銀行印の管理体制及び保管場所は適切か

第5 監査の主な実施内容

監査委員事務局の職員による予備監査（試査による書類の閲覧・証憑突合・帳簿突合などを行う書類監査又は実地において実査・立会などを行う実地監査）を実施した後、監査委員が事情聴取及び質問を行う委員監査を実施した。

第6 監査の結果

- 1 公益財団法人青森学術文化振興財団
上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていると認められる。
- 2 株式会社アップルヒル
上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていると認められる。